

# 青森県報

号外第二十八号

令和八年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

## 訓

## 令

青森県訓令甲第三号

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「次長、」の下に「副本部長、」を加え、同条第十三号中「課長」を「マネージャー、課長」に改める。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の部長専決事項の欄第四十一号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)の施行に関する次の」を「公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第三十条第一

項及び第二項の規定による公益信託認可の取消しに関する」に改め、同号イ及びロを削り、同項の課長専決事項の欄第四十号を次のように改める。

四十 公益信託に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による公益信託の認可に関すること。

ロ 第十二条第一項の規定による公益信託に係る信託の変更等の認可に関すること。

ハ 第二十二條第一項の規定による公益信託に係る信託の併合及び分割の認可に関すること。

ニ 第二十四條第二項の規定による公益信託の目的の変更の認可に関すること。

ホ 第二十八條第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。

ヘ 第三十一條第一項の規定による公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任の申立てに関すること。

別表第一人事課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第三十條の十一第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同欄ロ中「第三十條の十一第六項」を「第二十五條第六項」に改め、同欄ハ中「第三十一條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同表地域生活文化課の項の第五号の課長専決事項の欄ロ中「第二百四十八條第二項」を「第二百四十八條第三項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表健康医療福祉政策課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十九 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第四十條第一項の規定による居住安定援助計画の認定に関すること。

ロ 第四十四條第一項の規定による居住安定援助計画の変更の認定に関すること。



事の許可の取消し  
に関すること。

- ハ 第十六条第一項の規定による宅地造成等工事の計画の変更の許可に関すること。
- ニ 第十七条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第四項の規定による工事完了の確認に関すること。
- ホ 第十八条第一項の規定による宅地造成等工事に係る中間検査に関すること。
- ヘ 第二十条第三項の規定による宅地造成等工事に係る土地の使用の禁止及び制限並びに措置命令に関すること。
- ト 第二十二條第二項の規定による土地所有者等に対する勧告に関すること。
- チ 第二十七條第三項（第二十八條第三項において準用する場合を含む）

- む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主に対する勧告に関すること。
- リ 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関すること。
- ヌ 第三十四条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る国等との協議に関すること。
- ル 第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可に関すること。
- ヲ 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第四項の規定による工事完了の確認に関すること。

別表第一りんご果樹課の項の第五号の課長専決事項の欄ハを削り、同表林政課の項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する次のこと（工事後の土地の用途が森林であるものに限る。）。

- イ 第二十条第一項の規定による宅地造成等工事の許可の取消しに関すること。
- ロ 第三十九条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消しに関すること。
- イ 第十二条第一項の規定による宅地造成等工事の許可に関すること。
- ロ 第十五条第一項の規定による宅地造成等工事に係る国等との協議に関すること。
- ハ 第十六条第一項の規定による宅地

- と。
- ワ 第三十七条第一項の規定による特定盛土等に関する工事に係る中間検査に関すること。
- カ 第三十九条第三項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る土地の使用の禁止及び制限並びに措置命令に関すること。

- 造成等工事の計画の変更の許可に関すること。
- ニ 第十七条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第四項の規定による工事完了の確認に関すること。
- ホ 第十八条第一項の規定による宅地造成等工事に係る中間検査に関すること。
- ヘ 第二十条第三項の規定による宅地造成等工事に係る土地の使用の禁止及び制限並びに措置命令に関すること。
- ト 第二十二条第二項の規定による土地所有者等に対する勧告に関すること。
- チ 第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は

土石の堆積に関する工事の工事主に対する勧告に関すること。

リ 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関すること。

ヌ 第三十四条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る国等との協議に関すること。

ル 第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可に関すること。

ロ 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第四項の規定による工事完了の確認に関すること。

ワ 第三十七条第一

項の規定による特定盛土等に関する工事に係る中間検査に関すること。

カ 第三十九条第三項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る土地の使用の禁止及び制限並びに措置命令に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄中ムをノとし、ヲからラまでをヨからキまでとし、同欄ル中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、同ルを同欄カとし、同欄中ヌをワとし、トからリまでをヌからヲまでとし、ヘをトとし、同トの次に次のように加える。

チ 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項の規定による財産処分の方法等の認可に関すること。

リ 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第七十一条の規定による決算報告の認可に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄ホの次に次のように加える。  
ヘ 第五十七条の十一第一項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による連携管理保全事業の認可に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の課長専決事項の欄ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第八十三条の二第一項の規定による権利義務の承継の認可に関すること。  
別表第一農村整備課の項の第二号の部長専決事項の欄ホを削り、同表道路課の項の第三号の部長専決事項の欄ロ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同欄中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第四十四条の二第一項の規定による届出対象区域の指定に関すること。

別表第一道路課の項の第三号の部長専決事項の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十一条の二第一項の規定による道路と鉄道との交差部分の管理の方法の協議に関すること。

別表第一道路課の項の第三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ト 第四十八条の二十九の二第二項の規定による防災拠点自動車駐車場の指定、変更及び廃止に係る協議に関すること。

別表第一都市計画課の項の第二号の部長専決事項の欄中チをソとし、ニからトまでをカからシまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十九条第一項の規定による市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域に係る開発区域の面積が一ヘクタール以上及び市街化調整区域に係る開発区域の面積が二〇ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為で、予定建築物等の用途が住宅であるものを除く。）の許可並びに同条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可に関すること。

ホ 第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議に関すること。

ヘ ニに係る第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可に関すること。

ト 第三十五条の二第四項において準用する第三十四条の二第一項の規定による開発行為の変更の協議に関すること。

チ 第四十一条第二項ただし書（第三十四条の二第二項（第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に関すること。

リ ニ及びホに係る第四十二条第一項ただし書の規定による建築等の許可に関すること。

ヌ 第四十二条第二項の規定による協議に関すること。

ル 第四十三条第一項の規定による建築等（その用途が住宅である建築物の建築等を除く。）の許可に関すること。

ヲ 第四十三条第三項の規定による協議に関すること。

ワ ニに係る第四十五条の規定による地位の承継の承認に関すること。

別表第一都市計画課の項の第二号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ロ 第二十九条第一項の規定による市街化区域、市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域に係る開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為にあつては、予定建築物等の用途が住宅であるものに限り。）の許可に関すること。

ハ ロに係る第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可に関すること。

ニ 第三十六条第二項の規定による工事完了の検査に関すること。

ホ 第三十七条第一号の規定による建築の承認に関すること。

ヘ ロに係る第四十二条第一項ただし書の規定による建築等の許可に関すること。

ト 第四十三条第一項の規定による建築等（その用途が住宅である建築物の建築等に限り。）の許可に関すること。

チ ロに係る第四十五条の規定による地位の承継の承認に関すること。

別表第一都市計画課の項の第八号中「（昭和三十六年法律第九十一号）」を削り、「次のこと」の下に「（構造政策課の項及び林政課の項に定めるものを除く。）」を加え、同号の副知事専決事項の欄ロ中「許可」を「宅地造成等工事の許可」に改め、同欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十九条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消しに関すること。

別表第一都市計画課の項の第八号の部長専決事項の欄中トをタとし、ヘをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主に対する勧告に関すること。

ヌ 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関すること。

ル 第三十四条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る国等との協議に関すること。

ヲ 第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可に関すること。

ワ 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第四項の規定による工事完了の確認に関すること。

カ 第三十七条第一項の規定による特定盛土等に関する工事に係る中間検査に関すること。

ヨ 第三十九条第三項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る土地の使用の禁止及び制限並びに措置命令に関すること。

別表第一都市計画課の項の第八号の部長専決事項の欄ホ中「土地使用」を「宅地造成等工事に係る土地の使用」に改め、同ホを同欄トとし、同欄ニ中「検査」の下に「及び同条第四項の規定による工事完了の確認」を加え、同ニを同欄ホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第十八条第一項の規定による宅地造成等工事に係る中間検査に関すること。

別表第一都市計画課の項の第八号の部長専決事項の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十五条第一項の規定による宅地造成等工事に係る国等との協議に関すること。

別表第一都市計画課の項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する次のこと。

- イ 第八十四条第一項第二号（第八十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による居室の床面の高さの指定に関すること。
- ロ 第八十八条第一項の規定による許可の取消し等に関すること。
- イ 第十五条の規定による建築物の部分の認定に関すること。
- ロ 第五十六条第三項の規定による指定避難施設の指定に係る協議に関すること。
- ハ 第六十四条の規定による管理協定の締結に係る協議に関すること。
- ニ 第七十三条第一

項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

ホ 第七十六条第一項の規定による特定開発行為の協議に関すること。

ヘ 第七十八条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可に関すること。

ト 第七十八条第四項において準用する第七十六条第一項の規定による特定開発行為の変更の協議に関すること。

チ 第七十九条第二項の規定による工事完了の検査に関すること。

リ 第八十条ただし書の規定による建築物の建築の承認に関すること。

ヌ 第八十二条の規定による特定建築行為の許可に関すること。

ル 第八十四条第四

項の規定による特  
定建築行為の許可  
に係る協議に関す  
ること。

ラ 第八十五条の規  
定による特定建築  
行為の協議に関す  
ること。

ワ 第八十七条第一  
項の規定による特  
定建築行為の変更  
の許可に関するこ  
と。

カ 第八十七条第五  
項において準用す  
る第八十四条第四  
項の規定による特  
定建築行為の変更  
の許可に係る協議  
に関すること。

コ 第八十七条第五  
項において準用す  
る第八十五条の規  
定による特定建築  
行為の変更の協議  
に関すること。

十 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条の規  
定による他の居室  
の認定に関するこ  
と。

十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十八条の四  
第三項第五号イ、  
第三十一条の第二  
二項第十四号ハ、  
第六十二条の第三  
四項第十四号ハ及  
び第六十三条第三  
項第五号イの規定  
による宅地（その  
面積が一ヘクタ  
ール以上のものに  
限る。）の造成の認  
定に関すること。

イ 第二十八条の四  
第三項第五号イ、  
第三十一条の第二  
二項第十四号ハ、  
第六十二条の第三  
四項第十四号ハ及  
び第六十三条第三  
項第五号イの規定  
による宅地（その  
面積が〇・一ヘク  
タール以上一ヘク  
タール未満のもの  
に限る。）の造成  
の認定に関するこ  
と。

別表第一建築住宅課の項の第十三号から第十五号までを削り、同項の第十六号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同号の部長専決事項の欄イを削り、同号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号を同項の第十三号とし、同項中第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項の第二十二号中「（平成十九年法律第百二十二号）」を削り、同号の部長専決事項の欄中「第四十条」を「第五十九条第一項」に改め、同欄中「第五十条第一項」を「第七十条第一項及び第二項」に、「指定」を「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定」に改め、同欄を同欄ヲとし、同欄又中「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同欄を同欄ヲとし、同欄リ中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「の認可及び変更の認可並びに」を「及び残置物処理等業務規程の認可、」に、「命令」を「認可並びに同条第四項の規定による変更の命令」に改め、同欄を同欄又とし、同欄チ中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同欄を同欄リとし、同欄トの次に次のように加える。

チ 第六十一条第一項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の

種別の変更の認可に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第二十二号の課長専決事項の欄イ中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同号を同項の第十九号とし、同項の第二十三号の部長専決事項の欄又中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同又を同欄とし、同欄中「第六十七条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同リを同欄又とし、同欄中「第五十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同チを同欄リとし、同欄中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第四十三条第二項の規定による登録事業者又は認定事業者に対する協力の要請に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第二十三号の課長専決事項の欄中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十九条の二第一項の規定による登録住宅の目的外使用の承認に関すること。

別表第一建築住宅課の項中第二十三号を第二十号とし、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号を第二十二号とし、同表防災危機管理課の項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の規定による従事命令及び同条第二項の規定による要求に関すること。

ロ 第八条第一項及び第二項の規定による協力命令並びに同条第三項の規定による通知に関すること。

ハ 第九条第一項の規定による管理、使用、保管の命令及び収用に関すること。

ニ 第十六条の規定による日本赤十字社への委託に関すること。

四 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項の規定による障害扶助金の支給に関すること。

ロ 被服、寝具等の備蓄物資の評価に関すること。

別表第一の二庶務担当グループマネージャーの項の第十号ロ中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同表人事課給与事務担当グループマネージャーの項の第二号中「第三十条の十第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同表人事課旅費事務担当グループマネージャーの項の第二号イ中「第三十条の十一第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同号ハ中「第三十条の十一第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号ニ中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第三号ロ中「第三十条の十一第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号ハ中「第三十一条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表給料表の適用範囲（昭和三十二年十一月人事委員会規則七―三八）第六条第一号から第三号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の長の項の次に次のように加える。

地域連携事務  
所長

- 一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。
- イ 第五条第四項の規定による自動車運転代行業の認定及び認定の拒否に係る同意に関すること。
- ロ 第七条第二項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しに係る同意に関すること。
- ハ 第八条第二項の規定による自動車運転代行業の認定に係る事項の変更の届出書の提出に係る通知の受理に関すること。
- ニ 第九条第三項の規定による自動車運転代行業の廃止等の届出書の提出に係る通知の受理に関すること。
- ホ 第十三条第三項の規定による自動車運転代行業約款の届出の受理に関すること。
- ヘ 第二十二条第一項の規定による公安委員会による必要な措置の指示に係る通知の受理に関すること。
- ト 第二十二条第二項の規定による自動車運転代行業者に対する必要な措置の指示及び公安委員会に対する当該指示に係る通知に関すること。
- チ 第二十三条第二項の規定による自動車運転代行業の停止の命令の要請及び同条第三項の規定による当該命令に係る同意に関すること。
- リ 第二十四条第二項の規定による自動車運転代行業の廃止の命令に係る同意に関すること。

別表第二の二及び別表第四中「青森県東京事務所次長」を「青森県東京本部副本部長」に、「青森県東京事務所の」を「青森県東京本部の」に改める。

別表第五青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所の農村整備事務担当の次長の項の第六号中「マ、エ及びキ」を「ケ、テ及びユ」に改め、同表青森県西北県土整備事務所鱒ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項の第三号中「レからツ」を「ナからム」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭